

The Yasuda Kasai Foundation News

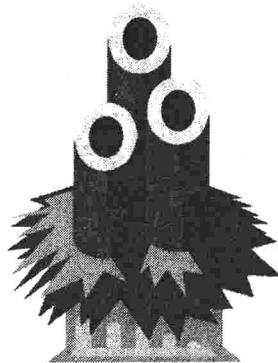
安田火災記念財団 *News*

平成13年1月

●発行者：財団法人安田火災記念財団 〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1

TEL03-3349-3130 FAX03-3349-3133 <http://www.yasuda.co.jp/foundation/> E メール:fvgp3340@mb.infoweb.ne.jp

謹んで新年のお慶びを申し上げます。



財団法人 安田火災記念財団

理事長 有吉 孝一

21世紀幕開けという記念すべき年を迎えました。

当財団は、昭和52年の創設以来今日まで、社会福祉を主なテーマとして、常に時代を先取りする活動を行ってまいりました。昨年度より、21世紀の動向を見据え、NPOの法人設立支援や社会福祉文献表彰制度をはじめとする新しい事業に取り組んでおります。

本年も昨年同様、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

安田火災記念財団の事業(平成12年度)

1. 社会福祉事業

- (1) 特定非営利活動法人(NPO法人)設立助成
- (2) NPO法人またはNPO法人の法人格取得を目指す在宅福祉活動団体に対する自動車購入費助成
- (3) 社会福祉関係団体に対する会議会合・国際交流費助成

2. 福祉諸科学事業

- (1) 研究会の開催
 - ①米国保険法研究会 ②消費者契約法と規制緩和研究会 ③金融・保険分野の競争制作研究会
- (2) 講演会・シンポジウムの開催
- (3) 学術研究助成

3. 安田火災記念財団賞

社会福祉分野の研究振興の為、将来性が期待される中堅・若手の研究者(原則として大学、研究機関所属)を対象とし社会福祉に関する日本国内で発表された学術的に優れた論文著書を表彰します。

著書部門(原則として毎年1件)副賞100万円／論文部門(原則として毎年3件以内)副賞30万円

日本障害者協議会より感謝状

12月8日(金)日本障害者協議会より、「日本障害者協議会設立20年記念の集い」において、感謝状の授与を受けました。これは、日本障害者協議会の設立から今日までの20年間の活動に対し支援・協力した団体に与えられるもので、当財団がその一団体に選ばれたためです。

● 日本障害者協議会とは ●

日本障害者協議会は、昭和55年4月の設立以来今日まで、障害者の「社会における完全参加と平等」の実現をめざして全国的に運動を展開している組織です。

構成メンバーは、障害当事者(本人・家族)、施設関係者、専門職、研究者等の70を超える障害者関係団体からなります。

●日本障害者協議会への助成内容 ●

日本障害者協議会に対し、平成8年度および9年度の二年間に合計1,000万円の

助成を行っています。助成金は、『障害者に関する総合計画提言』の作成に使われました。この提言作成には、関係団体等から派遣された89人の委員が参画し、完成までに一年半の歳月を費やしています。現在この提言は、政府、行政、国会議員、経済界等への要請や普及に積極的に活用されています。



(日本障害者協議会の調査代表より感謝状を受ける有吉理事長)

NPO法人に関する与党3党の税制改正大綱

NPO法人の活動をより促進するため、かねてから要望の強い税制優遇措置については、関係団体がその実現を目指して積極的に活動を展開してきましたが、平成12年12月14日、与党3党の税制改正大綱が発表されました。その内容は次の2点です。

- (1) 国税庁長官が特に認定したNPO法人(以下、「認定NPO法人」といいます)に対する個人、法人の寄付者に対し、寄付金に対する税制上の優遇措置を講ずる。
- (2) 相続又は遺贈により財産を取得した者が認定NPO法人に対して、相続財産等を寄付した場合は、相続税の優遇措置を講ずる。

このほか、認定NPO法人に係るみなし寄付金制度の導入については、今後、認定NPO法人の実施等を見極めた上で、早期に検討することとなっています。

この与党3党案では、実施は平成13年10月1日から、認定の有効期間は、認定を受けた日から2年となっています。

厳しい認定要件

ある程度予想されたことではありますが、対象となるNPO法人の認定機関は税務署(国税庁)で、認定NPO法人となるには、詳細にして多量の情報公開資料の提出が求められるほか、収入総額に占める寄付金総額の割合が三分の一以上であることや寄付者の数、寄付金の使途など、一定の要件を充足しなければなりません。

問題になった社会福祉法人と比較しての介護保険に係る収益事業課税については、残念ながら特に进展がないようです。

この与党3党案は、国会や大蔵省によって更に詳細な検討が加えられ、所得税、法人税の法令改正や通達で具体化されることになります。

これまでNPO法人に対する優遇税制措置を推進してきたNPO関係団体では、これらの要件を実質的に出来るだけ緩和する方向で活動を進めるようですが、今回発表された与党3党案で実際に認定を受けることができるNPO法人は、極めて限定されることは間違ひありません。

与党3党案の認定要件の詳細はシーズのホームページ(<http://c-s.vcom.or.jp>)を参照して下さい。

財団のベストセラーコンテンツ

当財団では、NPO法人設立を検討している方々の便に供するため、下記2冊の小冊子を作成しております。

★『特定非営利活動法人(NPO法人)設立の手引き』(平成12年3月作成)

★『NPOの活動資金確保の手引き(助成金の巻)』(平成12年1月作成)

この手引きは、「実務的にわかりやすい手引き」ということで、皆様よりご好評を頂いており、残部数もあとわずかとなりました。

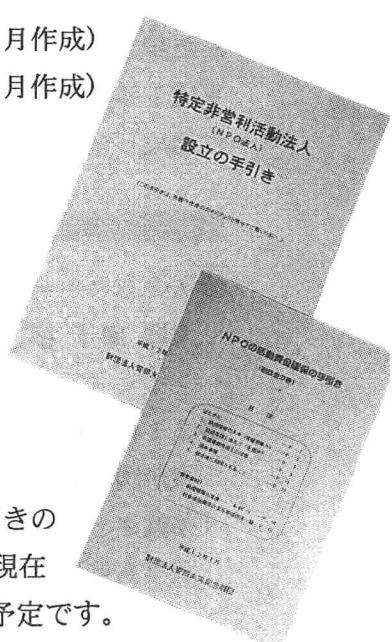
(『設立の手引き』: 作成部数3,000部のうち残部380部)

(『活動資金確保の手引き』: 作成部数3,500部のうち残部30部)

ホームページでご紹介しております通り、上記2冊の手引きをご希望の方には無料配布しております。

NPO法人を目指されている方々はもちろんのこと、NPOへの関心をもたれている方など、是非、ご一読頂き、ご活用ください。

ご希望の方は、財団事務局までFAXでご依頼ください。なお、上記手引きの続編として『特定非営利活動法人(NPO法人)運営の手引き』(仮称)を現在作成中です。完成次第、ホームページ等でご案内し希望者に無料配布する予定です。



財団の動き

●平成12年度「安田火災記念財団賞」の第2回審査委員会を開催

12月10日（日）学士会館において、第二回審査委員会が開催されました。



(左端が審査委員長の三浦文夫氏)

著書部門に10件、論文部門に10件の審査対象文献の中から2件の著書と5件の論文が最終審査に残りました。

受賞文献の選考は、平成13年1月8日（日）の最終審査会で審査選考し、2月の理事会で決定します。表彰式は、3月に実施する予定です。

●「第6回NPO法人マネジメント相談会」を開催

12月18日（月）、当財団会議室において第6回NPO法人マネジメント相談会を開催しました。

当日は、6団体の参加により活発な質疑応答と情報交換が行われました。

当相談会は、「NPO法人設立資金助成」の助成先（東京近郊所在の団体）を対象に法人設立の資金助成だけで終わらせるのではなく、その後のマネジメントについても支援しようという主旨で昨年12月から開始したものです。

税理士および社会保険労務士の専門家をお呼びして毎回実施しています。

今回は、法人税法上の収益事業とはどういう事業を指し、各団体の行っている事業がそれに該当するか否か、また該当した場合の会計書類の作り方、該当する事業がない場合の地方税免除申請の行い方等がテーマとなりました。

●平成12年度「自動車購入費助成」の応募を締切る

平成12年度「自動車購入費助成」の応募を、12月16日（土）の消印をもって締切りました。本年度は、助成対象地域を東日本地区所在に限定するなど助成対象者の条件を絞り込んだ結果、94件（昨年度の3分の1の件数）の申込みを受けました。

平成13年2月上旬までに選考委員会を開催し助成先10件、総額1,000万円を年度内に助成します。

事務局だより

●次の方々から寄付をいただきました。ありがとうございました。（寄付日順）

大塚 康子 様、ユニバース開発株式会社 様、春名 嶽正 様



●21世紀を迎え、輝かしい新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

我が国における社会福祉の分野も大きな変革期を迎えておりますが、

「柔軟さとスピード感」をもって財団業務に邁進してまいりますので、

本年も皆様のご理解、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

財団職員一同